

## 令和6年度高知県被災宅地危険度判定士養成講習会案内（新規登録希望者・更新者）

### 1 開催日時及び開催場所（新規登録希望者と更新者講習の講習内容は同じです。）

#### （1） 高知会場

日時：令和6年6月20日（木）13時30分から16時まで（受付は13時10分から）

場所：高知市追手筋2-1-1

オーテピア 4階ホール（定員80名）

※駐車場は有料です。

#### （2） 幡多会場

日時：令和6年6月21日（金）9時30分から12時まで（受付は9時10分から）

場所：四万十市右山五月町7-7

四万十市総合文化センターしまんとぴあ 2階 ミーティングルーム1（定員30名）

※駐車場は無料です。

### 2 受講対象者

#### （1） 新規登録希望者

県内に居住又は勤務する者のうち、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者で、別添1（被災宅地危険度判定士登録の対象者）に該当する者。

#### （2） 更新者

被災宅地危険度判定士に登録して更新が必要な方

※登録証の有効期限が「令和7年3月31日」以前の方

### 3 受講料

無料

### 4 講習内容

- ・被災宅地危険度判定制度の概要について（県土木部都市計画課 開発指導担当）
- ・被災宅地危険度判定技術について（県土木部都市計画課 開発指導担当）
- ・熊本地震での判定業務について（熊本県で判定活動を行った県土木部職員）

## 5 申込書類・申込方法

### (1) 新規登録希望者

次のうち、①又は②のいずれかの方法で申込みをお願いします。

#### ① 高知県電子申請サービスによる申込み

URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=10143](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10143)

#### ② 書類提出による申込み

次の書類をメール又は郵送にて事務局へ提出してください。

- ・受講申込書（様式第1号）
- ・被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第2号）
- ・被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式第3号）※添付が必要な場合のみ
- ・被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第4号）※添付が必要な場合のみ
- ・顔写真（申請前6ヶ月以内に撮影、無帽・正面・無背景、縦3.0cm×横2.4cm）

### (2) 更新者

次のうち、①又は②のいずれかの方法で申込みをお願いします。

#### ① 高知県電子申請サービスによる申込み

URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=10152](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10152)

#### ② 書類提出による申込み

次の書類をメール又は郵送にて事務局へ提出してください。

- ・受講申込書（様式第1号）
- ・被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第6号）
- ・顔写真（申請前6ヶ月以内に撮影、無帽・正面・無背景、縦3.0cm×横2.4cm）
- ・現在所持している被災宅地危険度判定士登録証

「現在所持している被災宅地危険度判定士登録証」は講習会当日に持参いただいても構いません。

## 6 申込期限

令和6年6月5日（水）

※ただし、定員になり次第締め切ります。お早めに申し込みください。

※高知会場については、10月頃にも追加開催を予定しています。

## 7 事務局（提出先・問合先）

高知県土木部都市計画課 開発指導担当 伊藤、胡摩崎

電話：088-823-9849 F A X：088-823-9036

E-mail：hiromasa\_gomasaki@ken4.pref.kochi.lg.jp

**被災宅地危険度判定士登録の対象者**  
(高知県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条)

## 第3条

## 第1項

県内に居住又は勤務する者のうち、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者は、第4条第1項に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を受講し、修了した後、宅地判定士の登録を受けることができる。

第1号	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者
	<p>①大学院等在学経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧制大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者（昭和37年3月29日建設省告示第1005号 第1号）</li> <li>大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧制大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者（昭和45年1月12日建設省告示第38号 第1号）</li> </ul> <p>②大学卒業生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学（短期大学を除く。）又は旧制大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条第1号）</li> <li>大学（短期大学を除く。）又は旧制大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者（都市計画法施行規則 第19条第1号イ）</li> </ul> <p>③3年課程の短期大学卒業生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条第2号）</li> <li>短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者（都市計画法施行規則 第19条第1号ロ）</li> </ul> <p>④短期大学、高等専門学校卒業生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記③以外の短期大学若しくは高等専門学校又は旧制専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条第3号）</li> <li>上記③以外の短期大学若しくは高等専門学校又は旧制専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者（都市計画法施行規則 第19条第1号ハ）</li> </ul> <p>⑤高等学校卒業生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校若しくは中等教育学校又は旧制中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条第4号）</li> <li>高等学校若しくは中等教育学校又は旧制中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者（都市計画法施行規則 第19条第1号ニ）</li> </ul> <p>⑥設計者資格講習修了者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都計規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 第35条第1号）</li> <li>宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、都計規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者（都市計画法施行規則 第19条第1号ト）</li> </ul> <p>⑦技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農林工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうち技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）（昭和37年3月29日建設省告示第1005号 第2号）</li> <li>技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの（都市計画法施行規則 第19条第1号ホ）</li> </ul> <p>⑧一級建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築士法による一級建築士の資格を有する者（昭和37年3月29日建設省告示第1005号 第3号）</li> </ul>
第2号	<p>国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
第3号	<p>国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木、建築又は宅地開発に関して十年以上の実務経験を有し、知事が認めた者</li> </ul>
第4号	<p>①二級建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築士法による二級建築士として四年以上の実務経験を有する者</li> </ul> <p>②1級施工管理技士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法による土木・建築・造園に関する1級施工管理の資格を有する者</li> </ul> <p>③2級施工管理技士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法による土木・建築・造園に関する2級施工管理の資格を有し、五年以上の実務経験を有する者</li> </ul>

## 第2項

知事は、前項の規定によらず、学識経験者等で前項と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。